

例 規 名	富士見市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
制 定 趣 旨	地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年総務省令第34号）の制定に伴い、「提出者等の押印を求めている地方税関係書類について、押印を不要とする。」こととなったため、富士見市固定資産評価審査委員会条例について、固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出に係る手続における利便性の向上等を図ることを目的とし、本市の押印見直し方針を踏まえ、審査手続書類への押印等を不要とする改正を行うものです。
制 定 内 容	(1) 押印等の見直しによる改正 (2) 条項の項ズレによる改正
施 行 日	公布の日から施行

富士見市固定資産評価審査委員会条例（昭和32年条例第11号）新旧対照表

新	旧
<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</p> <hr/> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならない</p> <hr/>	<p>(審査の申出)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p><u>4</u> 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならない。</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p>(審査申出人の口頭による意見陳述)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(口頭審理)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。</p>

(1) ~ (3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

_____。

(1) ~ (5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

_____。

(1) ~ (4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない

_____。

(1) ~ (4) (略)

(1) ~ (3) (略)

6・7 (略)

8 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ~ (5) (略)

(実地調査)

第9条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ~ (4) (略)

(議事についての調書)

第10条 (略)

2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない。

(1) ~ (4) (略)